

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	水再生センター
委 託 業 務 名	大津市終末処理場／中継ポンプ場遠方監視装置改築詳細設計業務の委託に関する協定
委 託 業 務 場 所	大津市由美浜
概 要	大津終末処理場および中継ポンプ場に設置されている遠方監視装置の改築詳細設計を行うもの。
契 約 期 間	令和8年6月23日から令和9年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和8年6月23日
契 約 金 額	11,500,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕東京都文京区湯島二丁目31番27号 〔名 称〕地方共同法人 日本下水道事業団
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>●日本下水道事業団は、地方公共団体の委託要請に基づき、終末処理場や中継ポンプ場に係る建設工事等について、当該地方公共団体の代行を主たる業務としている唯一の全国組織である。また、全国の処理場の約7割にあたる約1,500箇所の処理場の新築・再構築を手掛け、処理場設備について豊富な実績と高い技術力を有しており、土木・機械・電気等、多岐にわたる工種についてそれぞれの専門技術者による技術支援を受けることができるとともに、国土交通省との協議・調整を円滑に進めることができる。</p> <p>●本業務は、大津終末処理場で履行されている水処理施設の再構築事業に深く関係しており、機器仕様や施工方法の検討にあつては、綿密な調整が要求される。前述の再構築事業は日本下水道事業団が受託しており、工事内容、進捗および工程を常に把握できることから、整合性、安全性、経済性を確保した設計を円滑に進めることができる。</p> <p>これらのことから、当該業務の代行および技術支援を効果的に実施できるのは日本下水道事業団に限られることから、同事業団との随意契約を行うものである。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、地方公営企業が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。